

○さいたま市うらわ美術館条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第42号

改正 平成15年3月27日教委規則第21号

平成19年3月27日教委規則第1号

平成26年1月24日教委規則第2号

平成31年4月22日教委規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市うらわ美術館条例（平成13年さいたま市条例第133号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧手続)

第2条 うらわ美術館（以下「美術館」という。）が特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第5条に規定する観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。

(特別観覧手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により美術館が所蔵している美術品等について、熟覧、模写、模造又は撮影の許可を受けようとする者は、あらかじめうらわ美術館特別観覧許可申請書（様式第1号）に市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める書面を添付して委員会に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定による許可は、うらわ美術館特別観覧許可書兼領収書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 条例第6条第1項の規定により美術品等の熟覧、模写、模造又は撮影の許可を受けた者は、前項に規定する特別観覧許可書と引換えに特別観覧料を納付しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(施設等の利用)

第4条 条例第7条の規定による施設等の利用は、1週間を単位とし、引き続き3週間を超えることができない。ただし、委員会は、事情によりこれを変更することができる。

2 美術館の展示室の利用に係る美術品等の搬入及び搬出については、条例第3条第1号の規定にかかわらず、月曜日に行うことができる。

(施設等の利用の手続)

第5条 条例第7条第2項の規定により施設等の利用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより申請書を委員会に提出しなければならない。

(1) 施設等の利用の許可を受けようとする場合 うらわ美術館施設等利用許可申請書（様式第3号）

(2) 許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合 うらわ美術館施設等利用変更許可申請書（様式第4号）

2 条例第7条第2項の規定による施設等の利用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書兼領収書を交付して行うものとする。

(1) 施設等の利用の許可 うらわ美術館施設等利用許可書兼領収書（様式第5号）

(2) 許可を受けた事項の変更の許可 うらわ美術館施設等利用変更許可書兼領収書（様式第6号）

（使用料の納付）

第6条 条例第7条第2項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（附属設備の使用料）

第7条 条例別表第3の規定による附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（観覧料等の減免）

第8条 条例第13条の規定により観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 市又は委員会が主催する事業に利用する場合 100分の100

(2) 教育課程に基づく学習活動として学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合 100分の100

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める場合 委員会が相当と認める割合

（図録等の販売の承認）

第9条 利用者が、許可を受けた施設等を利用する場合において、展示物に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを販売しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

（美術品等の館外貸出し）

第10条 委員会は、美術館が所蔵している美術品等を他の美術館その他委員会が相当と認めるものに対して館外貸出しをすることができる。

2 前項の規定により美術品等の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ美術品等館外貸出許可申請書（様式第7号）を委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前項の許可は、美術品等館外貸出許可書（様式第8号）を交付して行うものとする。
- 4 美術品等の館外貸出期間は、60日以内とする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（遵守事項及び委員会の指示）

第11条 委員会は、美術館の入館者の遵守事項を定め、及び美術館の管理上必要があると認めるときは、入館者に対し、その都度指示することができる。

（美術品等の寄贈及び寄託）

第12条 委員会は、美術品等の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 美術品等を寄贈しようとする者は美術品等寄贈申請書（様式第9号）を、美術品等を寄託しようとする者は美術品等寄託申請書（様式第10号）を委員会に提出するものとする。
- 3 委員会は、美術品等を寄贈した者に対しては美術品等受領書（様式第11号）を、美術品等を寄託した者に対しては美術品等受託書（様式第12号）を交付するものとする。
- 4 寄託を受けた美術品等は、美術館が所蔵する美術品等と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。
- 5 委員会は、寄託を受けた美術品等の災害その他の不可抗力による損害に対して、その責めを負わないものとする。

（所掌事務）

第13条 美術館の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 美術館の管理運営に関すること。
- (2) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 美術館の利用に関すること。
- (4) うらわ美術館協議会に関すること。
- (5) 美術品等の収集、保管、展示、利用等に関すること。
- (6) 美術に関する調査研究に関すること。
- (7) 美術に関する講演会、講習会、映写会等の開催に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学芸事務に関すること。

（全部改正〔平成15年教委規則21号〕）

（係の設置）

第14条 美術館に次の係を置く。

- (1) 管理係
- (2) 事業係

（追加〔平成19年教委規則1号〕）

（職員）

第15条 美術館に館長、副館長その他必要な職員を置く。

(全部改正〔平成15年教委規則21号〕、一部改正〔平成19年教委規則1号〕)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(一部改正〔平成15年教委規則21号・19年1号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前のうらわ美術館条例施行規則（平成12年浦和市教育委員会規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年3月27日教委規則第21号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委規則第1号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市うらわ美術館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月22日教委規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市うらわ美術館条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（一部改正〔平成26年教委規則2号・31年27号〕）

| 附属設備の名称 | 単位 | 使用料（1週間につき） |
|------------|--------|-------------|
| スポットライト | 1台 | 220円 |
| 彫刻台 | 1台 | 220円 |
| 持込み電気器具用電源 | 1キロワット | 760円 |

備考 持込み電気器具用電源の単位は、持込器具1台につき表示された消費電力による。

1キロワットに満たない場合は、1キロワットとする